



9月20日～26日は 動物愛護週間

岡生活環境課 ☎ 54-8003

野良猫への無責任な 餌やりはやめましょう

市に寄せられる動物に関する苦情の中で、多いのが野良猫への餌やりによる衛生・環境状態の悪化です。安易に餌やりをすると、猫が集まって繁殖し、ふん尿被害や鳴き声による近隣トラブルが発生します。

餌やり自体は、法律で禁止されている行為ではありませんが、動物愛護管理法では、無責任な餌やりなどにより周辺の生活環境の悪化を招いた場合、原因者に対して指導、勧告、命令が出され、従わない場合は罰金が科されることがあります。

野良猫を「かわいそうだから助けたい」と思うのであれば、自身が飼い主となり適正に飼育するか、地域住民の理解を得た上で、不妊・去勢手術を行い、地域猫として適切に管理していく方法を模索するしかありません。人も動物も、互いに不幸にならないためにも、野良猫への無責任な餌やりはやめましょう。

動物愛護フェスティバル in 久慈 を開催します

- ▶日時…10月10日(土) 9時30分～14時30分
- ▶会場…久慈地区合同庁舎
- ①第13回児童動物画コンクール表彰式及び入賞作品展
- ②講演「のら猫問題と多頭飼育」
講師…中村 由佳 氏 (動物愛護支援の会八戸 代表)
- ③保護猫譲渡会
※動物慰霊祭も開催予定です
岡久慈保健所環境衛生課 ☎ 66-9681



犬を飼うときは…

犬の所有者には、狂犬病予防法に基づく「**犬の登録**」と「**狂犬病予防注射の実施**」が義務付けられています。登録に関する各種手続きは久慈市役所 生活環境課または山形総合支所 ふるさと振興課で受け付けています。

犬の登録

- ◆登録手数料：3,000 円
犬を取得した日から30日以内（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日から30日以内）に登録が必要です。
また、次に該当する場合は届出が必要です。
 - 犬が死亡した場合
…死亡した犬の「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」をお持ちください
 - 犬の所在地に変更があった場合
…所在地を市外に変更する場合は、新所在地の自治体で変更（転入）の届出を行ってください（市外に変更する場合、久慈市での手続きは不要）
 - 犬の所有者に変更があった場合
 - 犬の所有者の氏名・住所等に変更があった場合

狂犬病予防注射

- ◆注射費用（令和8年度）：3,200 円
犬の所有者には、飼い犬に対して毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。忘れずに接種させましょう。

秋の狂犬病予防集合注射

下表の日程で集合注射を実施しますので、今年度まだ予防注射を受けていない場合は必ず接種させていただきます。（市内の動物病院でも接種可能です）
※犬を新規登録する場合は、注射費用に加え登録手数料3,000円が必要です

久慈地区 10月23日(金)	
8:50～ 8:55	市役所東口（車庫前）
9:00～ 9:05	久慈市マリンアリーナ(市民体育館)駐車場
9:15～ 9:20	上長内公民館
9:35～ 9:40	宇部市民センター
9:55～10:00	久喜地区防災センター
10:10～10:15	小袖漁村センター
10:30～10:35	大尻スクールバス転向所
10:45～10:50	元木沢公民館
11:05～11:10	小久慈市民センター
11:15～11:20	岩瀬張公民館
11:35～11:40	大川目市民センター
12:05～12:10	夏井市民センター
12:15～12:20	高砂公民館
12:30～12:35	侍浜市民センター

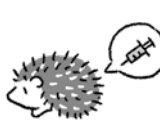
- ▶対象…生後91日以上の子犬
- ▶持ち物…通知はがき（裏面に問診票になっています）

山形地区 10月21日(水)	
9:00～ 9:05	戸呂町消防屯所前
9:15～ 9:20	岡堀公民館前
9:40～ 9:45	荷軽部地区集落センター
10:05～10:10	九戸高原橋脇
10:25～10:30	来内地区集落センター
10:50～10:55	山形総合支所正面玄関
11:00～11:05	日影橋脇
11:20～11:25	霜畑コミュニティセンター
11:40～11:45	宅石理容室
11:50～11:55	旧J R 回転場

飼い主の責務
(動物愛護管理法第7条を要約)

- 動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、動物の種類や習性に応じて適正に飼養し、動物の健康及び安全の保持に努めること
- 動物が人の生命や身体、財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせたり、人に迷惑を及ぼすことのないように努めること

ペットを飼う人が守るべきポイント

- むやみに繁殖させない
ペットが生んだ子どもは飼い主の責任。意図しない頭数増加は、環境悪化や飼育崩壊にもつながります。不幸なペットを増やさないためにも適切に不妊・去勢手術を行いましょう。
- 病気の予防に努める
飼育する動物がかかる病気を把握し、予防に努めましょう。また、動物と人と双方に感染する病気（人畜共通感染症）について、正しい知識を持ち、人への感染を防ぎましょう。
- 所有者を明らかにする
迷子や盗難を防ぐため、鑑札や迷子札などの装着を心掛けましょう。犬や猫の飼い主の努力義務であるマイクロチップの装着も、ペットの身元を明らかにするのに有効です。
- 他人に迷惑をかけない
ペットが人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけないように、しつけや訓練をする必要があります。また、公共の場に排せつ物が放置されると、訪れる人が不快になるだけでなく衛生上も問題になるため、ふん尿の始末は必ず行いましょう。
- 責任を持って最後まで飼育する
命を預かる者として、ペットの種類や習性に応じた飼育環境を整え、命を全うするまで飼育する責任があります。仮に、飼育できなくなった場合には、新たな飼い主を見つけることが飼い主としての責任です。
※ペットを遺棄した場合は、1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科せられます。

これからペットを飼おうとする人へ

「ペットを飼うこと」は、飼育する動物たちの一生に責任を持つことです。本当に飼い続けられるのか、ペットを飼う前に家族みんなで話し合ひましょう。

飼うことを決めたら、どこから迎え入れるかよく考えましょう。動物の販売には「動物取扱業」の登録が必要となるため、ペットショップやブリーダーから購入する際は、まずは登録業者であることを確認しましょう。また、ペットショップ等で購入する以外にも、保護団体等による譲渡会や保護施設等を通じて、迷子や飼い主が飼育できなくなって保護された動物の譲渡を受けることもできます。

